

第21回 町田市景観審議会 会議録要旨

日時	2015年8月4日(火) 午後3時00分～午後5時00分
場所	町田市役所2階 2-1会議室
出席者	<委員>(敬称略) 鈴木伸治、田口敦子、名和田是彦、室田昌子、二井昭佳、天野真、吉川英明、佐藤正志、角田憲一、高橋清人、小川正彦、渥美益明、伊藤洋平(13名) <事務局> 須原都市整備担当部長、地区街づくり課職員(6名)
傍聴者	なし

■会議内容

○あいさつ

○会議の成立(定数確認・欠席者の報告)、会議の公開に関する報告(傍聴者報告)

○会長・職務代理の選出

○専門部会の設置について

○付議事項

・議題15-01号 「公共事業景観形成指針」各課事業の協議フローの振り分けについて

○報告事項

・しあわせ野東地区景観協定について

■配布資料

○委員名簿

○次第

○座席表

○資料1 町田市景観計画評価検証について

○資料2 公共事業景観形成指針運用フロー

○資料3 しあわせ野東地区景観協定書

■議事

○あいさつ

○町田市景観審議会規則第6条第2項の規定による会議の成立に関する報告

(13名全員の出席により、会議の開催について成立)

○「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条の規定による会議の公開に関する報告(傍聴者なし)

○会長・職務代理の選出（会長は委員の互選により鈴木委員に決定、職務代理は会長の指名により室田委員に決定）

○専門部会の設置について

【事務局】（資料1に基づき、町田市景観計画評価検証作業について説明）

【会長】 町田市景観計画評価検証の審議のため、前年度に引き続き、専門部会を立ち上げたい。

（出席委員全員の了承）

専門部会委員は、会長の指名により鈴木委員、名和田委員、二井委員、小川委員、渥美委員の5名に決定

○付議事項

・議題15-01号 「公共事業景観形成指針」各課事業の協議フローの振り分けについて

【事務局】（資料2及び参考資料1に基づき、2016年度の協議フローの振り分けについて説明、新規事業の事業内容について説明）

【会長】 ただいまの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】 学校の外壁の塗りかえ等に景観アドバイザーとして関わらせていただいた。町田市の場合、緑の多い地区に小学校が置かれていることが多いので、周辺の景観との関係で色彩を決めていくことが大事で、特性がある。また、学校というものが子どもたちにとってどういう場所なのか。やはり何らかの親しみとか、そこに仲間たちと集まって学ぶだけではない、言ってみれば子どもたちのコミュニティをつくっていくわけなので、「きずな」をつくることでの親しみが生まれるようになど、注意をして、色彩のアドバイスをした。加えてもう1点、強調色やアクセントカラーは「町田市色彩ガイドライン」で面積対比等が細かく決められているが、そういうものをうまく活用して、生き生きとした壁面にすることもアドバイスをするに当たって注意してきた。公共サインの場合は、大変難しい問題があり、JIS規格で、赤は禁止、黄色は警告を意味する。この記号的な意味は外すわけにいかないなので、町田市の場合は、警察の意見もあつての判断だと思うが、交通安全啓発看板に黄色を残している。景観面では、大変に気になる色だが、社会的な意味や記号は外せないで、その辺りの説明を市民の方にしていかなければならないと思う。ただ最近、ある自治体で明るいグレーにしたところがあり、警告の意味合いは薄まっている。よくないことだと思う。色彩については景観の問題としては大きいのですが、動かせないものもあるということはこの審議会でご理解いただきたい。社会的なルールと景観の間

題というのは、ケース・バイ・ケースで考えていかざるを得ない。そのような意味では、今回の公共事業の協議はとても重要だと思う。

【委員】 南町田駅周辺地区拠点整備事業が3つの事業に分かれています。どのように進めていくのか、見通しがあれば教えてほしい。また、玉川学園駅前整備の横断歩道橋の延長が360メートルと記載があるが、Bフロアで良いのか。具体的な場所はどこか。

【事務局】 具体的な場所は検討中である。規模については再度、担当課へ確認する。

【委員】 了承した。もう1点、Bフロアの文学館通りの無電柱化事業は、工事を機会に地元がどう使っていくか、商店街がどう使っていくか、考えた方が良い。本当にBフロアで良いのか。

【事務局】 文学館通りの事業については、無電柱化をするに当たって、トランスを置く場所や色といった内容で、Bフロアとしての案になっている。地域の方と協力して検討をということだが、こちらについては、事業担当課がこの地域の方々と検討を進めている。南町田駅周辺地区拠点整備事業については、1つの事業としての認識でいる。後々は、それぞれの担当課に分かれて進めていく。

【委員】 事業が各担当課へ分かれる前にもう一度調整を取ったほうが良い。分離してからそれぞれが個別に相談をしても遅くなる可能性がある。

【委員】 芹ヶ谷公園再整備の検討会に出ているが、文学館通りに重なっている部分があっていいお話を聞けたと思った。私としてはそのような情報が入ってくるのは非常にありがたい。やはり、いろいろ連携があったほうがいい。

【会長】 事業間の連携は大きなテーマになる。

【事務局】 芹ヶ谷公園再整備の担当者からは、文学館通りを含めて一体的に実証実験などを検討していきたいと聞いている。景観アドバイザーの方に協力をしていただくためにも、庁内で連携し、情報交換を行いながら、フロアの運用を進めていく必要があると捉えている。

【委員】 ペDESTリアンデッキ下は、毎日通勤で通るようなところで、階段下に喫煙スペースが目につく。喫煙独特の雰囲気があるので、そういうのもも景観になると思う。何か、配慮があると良い。

【委員】 町田の駅前がごちゃごちゃしていて分かりにくさをつくっている主要な原因をなしている。そのような場所を、イメージが変わったという雰囲気をつくって、そこから始めてはどうかというようなことを道路の担当課の皆さんと設計を受けている会社の人たちと、事業者の方等で議論している中で、街灯を温かみのある色に変えるとか、柱を白く塗っ

たりする方法もあるのではないかと考えている。ちょうど今日の夕方、照明の実証実験を行う。

【委員】 千葉大学園芸学部が松戸のペDESTリアンデッキを授業で使わせていただくのだが、照明や色のほかに音も使う。緩衝音を流すと、イメージは変わる。ただ、町田は非常に車の通りが多くて、そのあたりは調整しないといけない。松戸とは人の量も違う。

【会長】 テナント側の構え、つくり込みでも、歩いていて楽しい印象をつくりたい。

【委員】 照明もそうなのだが、やはり民地の部分を使って、少しお店を出してもらうとか、沿道の事業者の皆さんにも協力してもらおうのが前提という話で議論している。

【会長】 中心市街地の観点から何かご意見があればお願いします。

【委員】 先日、中心市街地活性化委員会へ、地区街づくり課の方が説明に来られた。自転車もたくさん通っているので、その辺りから変えないと変わらない。

【会長】 空間のマネジメントもしていかないといけない。

【委員】 そういう意味では、沿道の事業者が主体になってつくる協議会みたいなものも視野に入れつつ、考えていきたい。

【委員】 先ほどの喫煙所もそうだが、人間活動にかかわるものも含めて景観であるということで良いと思う。町田市でも生活風景という言葉が使われているので、そういう理解で良いと、改めて確認をさせていただきたい。もう一つ、このフローについて期待しているのは、行政組織は横の連絡をつくっていくことはとても大事ではないかと思う。自然と普通の事業フローの中に組み込まれるようになっていくといいと思う。

【委員】 相原町の3・4・49号線、延長は40メートルで幅員16メートルの都市計画道路ということでCフローになっていて、忠生441号線は幅員12メートルで延長1,600メートルの準幹線道路なのでBフローになっている。

【事務局】 景観形成指針の振り分け基準に基づき、都市計画道路につきましてはCフロー、準幹線道路につきましてはBフローで示している。

【委員】 単に規模、延長、幅員の要件だけで判断することに、やや疑問が生じる。

【委員】 根本的な位置づけは重要だとは思いますが、生活風景という観点からすると、都市計画道路であろうが、準幹線道路であろうが、どのくらいの人数が通るか分からない。実質的な判断は確かに重要かもしれないと思う。

【事務局】 道路のどこを通るのか、例えば山の中なのか、市街地なのか等、事業担

当課と協議しながら、フローの枠にとられずに協議していきたいと考えている。

【会長】 こちらについては事業担当課と協議し、ご報告をいただくことで良いか。

【委員】 どの計画でもそうだが、例えば都市計画道路の3・4・49号線といった呼び方をするが全く分からない。せめて地図を用意していただかないと意見も出ないと思う。

【委員】 Bフローに振り分けている玉川学園コミュニティセンター事業についてだが、玉川学園の景観を考えた時、駅前の非常に大事な場所と考えられるので、Bフローで良いのか。

【会長】 規模で考えればBフローだが、地域の方が集まる施設なので重要性がある。この点を含めてしっかり考えなければいけない。

【委員】 この制度自体が非常に先進的なやり方である。欲張りかもしれないが、私が気になっているのは、例えばCフローに決定した事業をどのように発注するかまでもう少し踏み込んでいけるといいと思う。基礎自治体でありがちなパターンとして、発注段階で事務方が、本社が地元にある会社を入れなければならないような条件をかぶせてきたり、例えば測量しかやったことのないような会社が取って、事実上どこかに丸投げするみたいなことがあったりする。仕様書に重要な案件で、しっかりやる気がある会社でないと入ってもらったら困るといった工夫があると良いと思う。尾根緑道の事業はプロポーザルになった。事前に市に指名参加願いを出していなくても問題ないというスタイルが取れると、建築にしても土木にしても、組織として大きくないけれどしっかりした仕事している会社も入ってこられるし、何よりも事前に市が案を見られるのも便利だと思う。

【会長】 重要なお指摘だと思う。それでは、おおむね意見も出揃ったので、まとめさせていただく。文学館通り改良事業、玉川学園コミュニティセンター事業、玉川学園駅前整備事業、忠生441号線道路整備事業については、改めて所管課と協議の上、フロー振り分けの見直しも含めて再度検討していただきたい。あわせて幾つかのお指摘があった。1つは、一体の事業に複数の担当課が関わる場合、なるべく早い段階で協議を行うこと。分野の異なる事業間の連携が進められるようにコーディネートを進めていただきたい。それから、1つの事業で複数の分野を横断するような場合も十分に留意して協議を行っていただきたい。それから、最後に、事業発注のあり方について、コンペが実施されている場合や、協議会等が主体で専門家が関与している場合に、どのような形で景観の面から意見を反映させていくかを考えていただきたい。先ほど挙げ

た 4 つの事業については、次回以降の審議会で報告をしていただくということで良いか。それでは、公共事業景観形成指針各課事業の協議フロー振り分け（案）については、意見をつけた上で、事務局案どおり可決という形にしたい。

次に、しあわせ野東地区景観協定について、事務局から報告をお願いします。

○報告事項

・しあわせ野東地区景観協定について

【事務局】（これまでの経緯と景観協定の概要を説明）

【委員】 成瀬東地区の地区計画の範囲で、しあわせ野東地区の計画協定が入っていない地区はどのような状況か。景観協定をつくる意向はあるか。

【事務局】 3つの地区に分かれている。今回対象の低層集合住宅地区は賃貸住宅で、2000年頃から空き室が増えてきたことが課題だった。ほかの2地区については、戸建て住宅の建築が可能なので、現在は特に課題が生じていない。

【委員】 この約束事を誰が管理していくのか、すごく気になるところである。

【事務局】 景観協定については、地元で協定の運営委員会を立ち上げて運営する。届出はそちらに出していただくということになる。是正や違反者に対する措置は景観協定14条に定められていて、その措置をまず委員会から請求することができ、それでも従わない場合については、15条に裁判所へ提訴することができる。

【委員】 行政から離れるという部分では、裁判は1つの手段かもしれないが、本当に良いことなのかどうか。住んでいらっしゃる方の仲が悪くなることも考えられると思う。

【事務局】 裁判所への提訴については、あくまで規定として設けているものになる。届出で事前にチェックし、委員会は柔軟に運用をしていきたいと考えている。

【会長】 敷地の規模等の絶対に守るところは地区計画で決めて、いろいろと解釈ができるデザインに関する部分については景観協定で決める、2段構えで仕組みを使い分けている。オーナーの方がしっかりと組織化されているという前提もあるので、しっかりとした連携が期待できると思う。

【委員】 景観審議会としては、運用のための規則について、アドバイスをしておくことが大事ではないか。

【事務局】 コンサルタントの方にアドバイザーとして入っていただき、どのような組織にするか、運営規則にするかを考えてもらっている。委員会からは、

知り合いに建築の専門家がいるので、その方にもアドバイスをいただきながら進めていくと聞いている。

【委員】 景観協定の裁判所訴求の規定に関してだが、建築協定や景観協定は、当事者同士の契約なので、その契約に違反があった場合は、私人同士の紛争解決、つまり裁判で解決するというほかはない。景観協定に裁判所訴求の規定がなくても裁判はできるはず。ただ、協定の中でこのように規定しているのは、個々の協定参加者が個別に提訴する状態だと不便なので運営委員会を設けて、裁判できるようにしておく、そのような趣旨でつくられていると思う。

【委員】 先ほど、お知り合いで建築の専門家がいらっしゃるというお話が出たが、専門家の方がボランティアで住民の中にいることだけに頼るのではなく、市としても何らかの形でサポートする体制はぜひ検討していただきたい。

【会長】 継続的にコンタクトを取り続ける等、サポート方法はいろいろあると思う。景観協定が普及していく1つの重要な事案になると思うので、よろしくお願いします。他に議論がないようであれば、本日の審議会はこれで終了と致したい。

以上